

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市に本社のあるC会社に雇用され、同市所在の同社D支店において作業員として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、建物内に取り外してあった鉄製の扉をトラックまで運ぶため、2名で扉の両端を持って持ち上げようとしたときに腰に痛みが走り負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同月〇日、E整骨院に受診し「腰部捻挫」と診断され、同年〇月〇日にはF診療所に受診し「腰椎椎間板症」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件災害後、E整骨院で腰部捻挫の傷病名で加療し、その後、F診療所で腰椎椎間板症の傷病名で加療したことが認められる。平成〇年〇月〇日付けG医師作成の診断書によると、F診療所では、請求人が訴える腰痛に対して、温熱・牽引治療が施されており、請求人に残存する障害として検討すべきものは、せき柱（腰部）の障害及び腰部等の神経症状であると認められる。
- (2) 当審査会において本件に係る医学的見解を精査したところ、請求人の腰部の障害については、決定書理由第2の2の(2)のアに説示のとおり、せき椎圧迫骨折等又はせき椎固定術が認められず、項背腰部軟部組織の器質的変化等も認められないことから、「せき柱に変形を残すもの」（障害等級第11級の5）、「せき柱に運動障害を残すもの」（障害等級第8級の2）には該当しないものと判断する。
- (3) 請求人らは、請求人の胸腰部側屈の関節運動測定結果が参考可動域の2分の1以下であり、このことから、請求人の神経症状は障害等級第7級もしくは第12級に該当する旨主張しているが、決定書理由第2の2の(2)のイに説示のとおり、本件一件記録からは、請求人にカウザルギー等の特殊な性状の疼痛が残存するとは認められず、当審査会としても、「神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」（障害等級第7級の3）には該当しないものと判断する。

また、本件一件記録を確認したところ、治ゆ日以前の請求人に対する治療は、

温熱・牽引治療の対症療法的治療の継続にとどまるものであり、H医師は、平成〇年〇月〇日付け障害の程度に関する意見書において、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」と述べており、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のウの説示のとおり、請求人に残存する神経症状は、障害等級第14級の9に該当するものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。